

旧小柴貯油施設の国有地処分条件について

1 旧小柴貯油施設の概要 **裏面(位置図等)**

所 在：金沢区柴町外
面 積：526,205 m² うち

国有	511,859 m ²	(97.3%)
市有	4,746 m ²	(0.9%)
民有	9,600 m ²	(1.8%) (75名の共有)

存置構造物等：建物（ポンプ室、変電所、倉庫等）、
貯油タンク 34 基（地上 5 基、地下 29 基）、パイプライン、地下トンネル等

2 これまでの主な経過

昭和 23 年 10 月 3 日	旧日本海軍の施設を米軍が接收
平成 16 年 10 月 18 日	日米合同委員会において返還合意
平成 17 年 12 月 14 日	陸地部分全域と制限水域の一部が返還
平成 20 年 3 月 (直近の経過)	小柴貯油施設跡地利用基本計画（都市公園として利用）
平成 24 年 9 月 4 日	国から国有地の無償貸付による処理について提案
平成 24 年 9 月 24 日	基地対策特別委員会（国からの提案に対する本市の考え方(案)）
平成 24 年 10 月中旬	地元説明(金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会等)
平成 24 年 11 月 15 日	基地対策特別委員会（本市からの回答(案)骨子）
平成 24 年 11 月 21 日	国からの提案に対する本市回答

3 国からの提案（骨子） **資料 1**

原則として、返還財産の処分条件は、公園利用の場合 2/3 を無償貸付、1/3 を時価売り払いとしているが、小柴については対象財産の特殊性を踏まえ、横浜市が以下の要件について了解すれば、全面積無償貸付を行う。

- ① 工作物の撤去、土壌汚染の除去は横浜市で実施。国は民法の規定により、瑕疵担保責任は一切負わない。
- ② 工作物、建物の解体撤去にあたっては、事前に国と協議を行う。
- ③ 本処理は、小柴の特殊性を踏まえた特例であり、他の返還事案に影響を及ぼすものではない。

4 本市の回答（骨子） **資料 2**

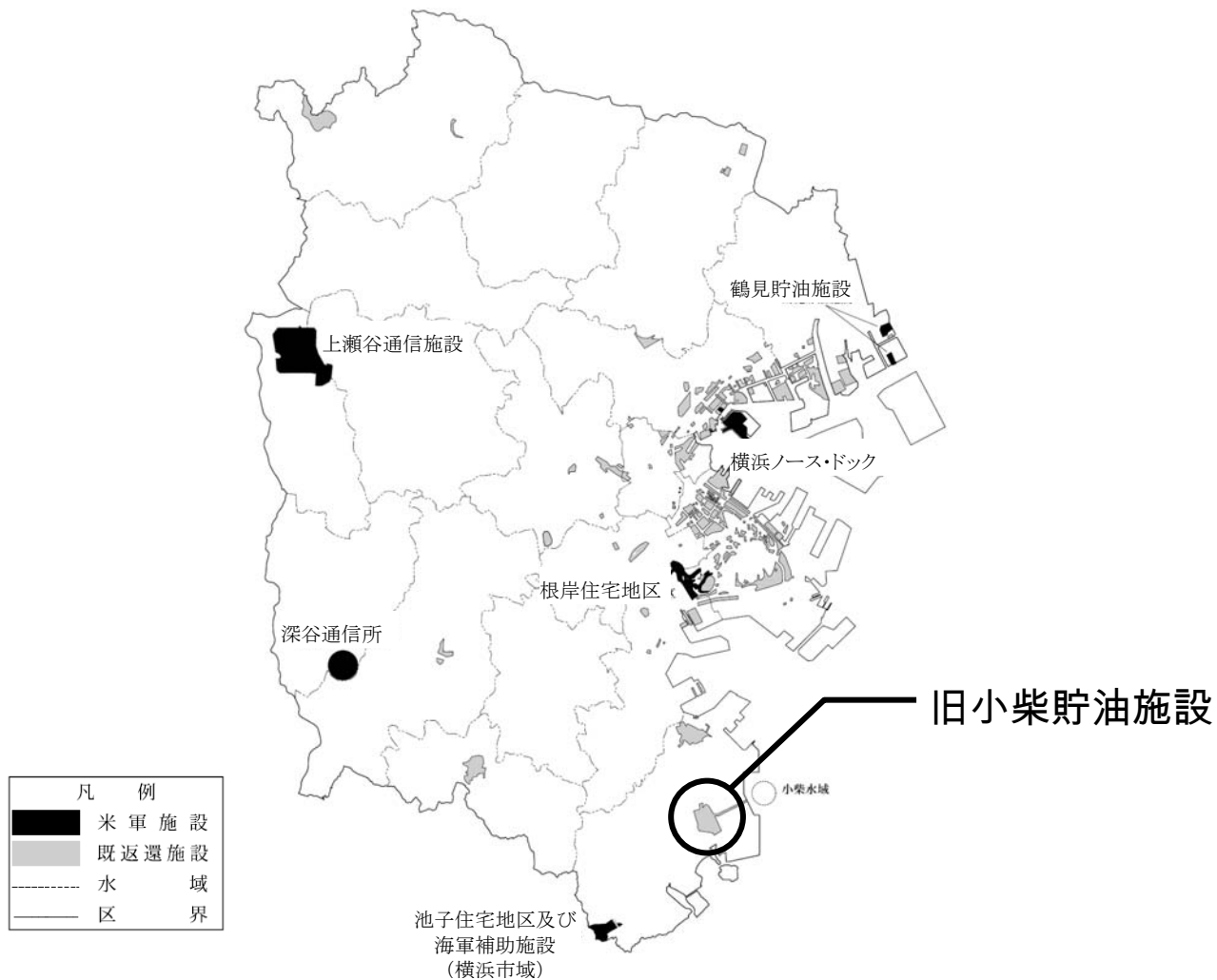
小柴の特殊性を踏まえ、無償貸付契約の締結にあたっては、以下の内容について契約内容に反映するよう申し入れた上で、国の提案を受け入れる。

- ① 新たな工作物等が発見されるなど不測の事態が発生した場合は個々具体的に協議の上その取扱いを決定していくこと。
- ② 地下タンクなど特殊な工作物の対処には長期間要することが想定されるため、段階的な整備による部分供用を認めるとともに、供用開始までに十分な期間を確保すること。

5 今後の予定

平成 24 年 12 月	財務省内での方針決定
平成 25 年 2 月～3 月	国有財産関東地方審議会答申

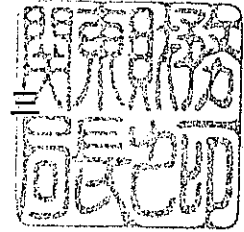
市内米軍施設・区域位置図



関財国調3第 87 号
平成24年 8月31日

横浜市 長 殿

関東財務局長 菅野 良



旧小柴貯油施設の無償貸付による処理について

平素より国有財産行政に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、貴市から提出された「国の制度及び予算に関する提案・要望書」（平成18年7月）において、市内米軍施設の返還と跡地利用の推進として、「米軍施設返還跡地利用指針」（18年6月）に沿った国事業の実施や国有地の無償利用等の考慮、及び土壌汚染対策・工作物等にかかる適切な処理が提案・要望されています。

原則として、返還財産の処分条件は、公園として処理する場合においては、その2/3を無償貸付、残余の1/3を時価売払することとしております。

しかしながら、当局としては、貴市において下記の要件を了解していただけるのであれば、対象財産の特殊性を踏まえ、全面積の無償貸付を行うことにより、貴市の利用計画の実現に協力してまいりたいと考えております。

本提案について、御見解を承りたく存じます。

記

1. 対象財産の表示

所在地	横浜市金沢区柴町外
区分・数量	土地 ・ 511,859.15 m ² 建物 ・ 2,501.85/2,501.85 m ² 工作物 ・ 一式（貯油タンク 34基ほか） 立木竹 ・ 540本
旧口座名	小柴貯油施設

2. 全面積無償貸付の要件

ア 貴市の利用計画に応じた工作物の撤去及び土壌汚染の除去は、貴市において実施する。国は、貴市に対して無償貸付するものであることから、民法第596条の規定において準用する同法第551条に基づき瑕疵担保責任を一切負わない。

イ 貴市は、上記アに掲げる工作物のほか、施設内に存置する建物、機械器具及び工作物の解体・撤去にあたっては、事前に国と協議する。

ウ 本件処理は、本財産の特殊性を踏まえ特例として全面積について無償貸付するものであり、他の返還事案に影響を及ぼすものではない。

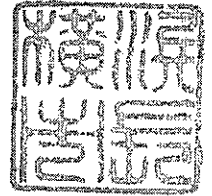
以上

政基第209号

平成24年11月21日

関東財務局長
菅野 良三 様

横浜市長 林 文子



旧小柴貯油施設の無償貸付による処理について（回答）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の返還財産につきましては、戦後から施設が米国に提供され、昭和56年のタンク爆発火災時には周辺地域に大きな影響を及ぼすなど、長きにわたり市民の皆様は様々な負担を強いられてきました。

平成17年の施設返還以降、本市は貴重な空間資源として有効活用すべく公園利用を国に示し、継続して無償利用や工作物等の適切な対処について、「国の制度及び予算に関する提案・要望」を行ってきました。また、地元の方々をはじめ、市民の皆様からも早期に開放することが求められています。

本市としては、旧小柴貯油施設の特殊性を踏まえ、今後、無償貸付契約の締結にあたっては、

- 1 新たな工作物等が発見されるなど不測の事態が発生した場合は個々具体的に協議の上その取扱いを決定していくこと。
- 2 地下タンクなど特殊な工作物の対処には長期間要することが想定されるため、段階的な整備による部分供用を認めるとともに、供用開始までに十分な期間を確保すること。

などを契約内容に反映するよう申し入れた上で、平成24年8月31日付関財国調3第87号による貴局の御提案を受け入れます。

今後は、早期に都市公園の整備を目指すという本市の利用計画に沿って、国有地処分の手続きをさらに進めて頂くようお願いいたします。

担当 政策局基地対策課担当課長 平山

電話 045-671-2060

ファクス 045-663-2318